原子力立地給付金について

「原子力立地給付金」は、国の「電源立地地域対策交付金制度」に基づき、原子力発電施設等の周辺地域において、小売電力事業者から電気の供給を受けている需要家の皆さまに毎年 1 回交付される給付金制度です。当社とご契約されているお客様は、一般社団法人電源地域振興センター（以下「電源地域振興センター」といいます）から給付金が交付されます。

1. 交付事務の流れ

旧一般電気事業者（九州エリアの場合は九州電力株式会社）とご契約されている需要家は、事務委託を受けた旧一般電気事業者から給付金が支払われますが、当社とご契約されているお客様は、電源地域振興センターから給付金が支払われます。

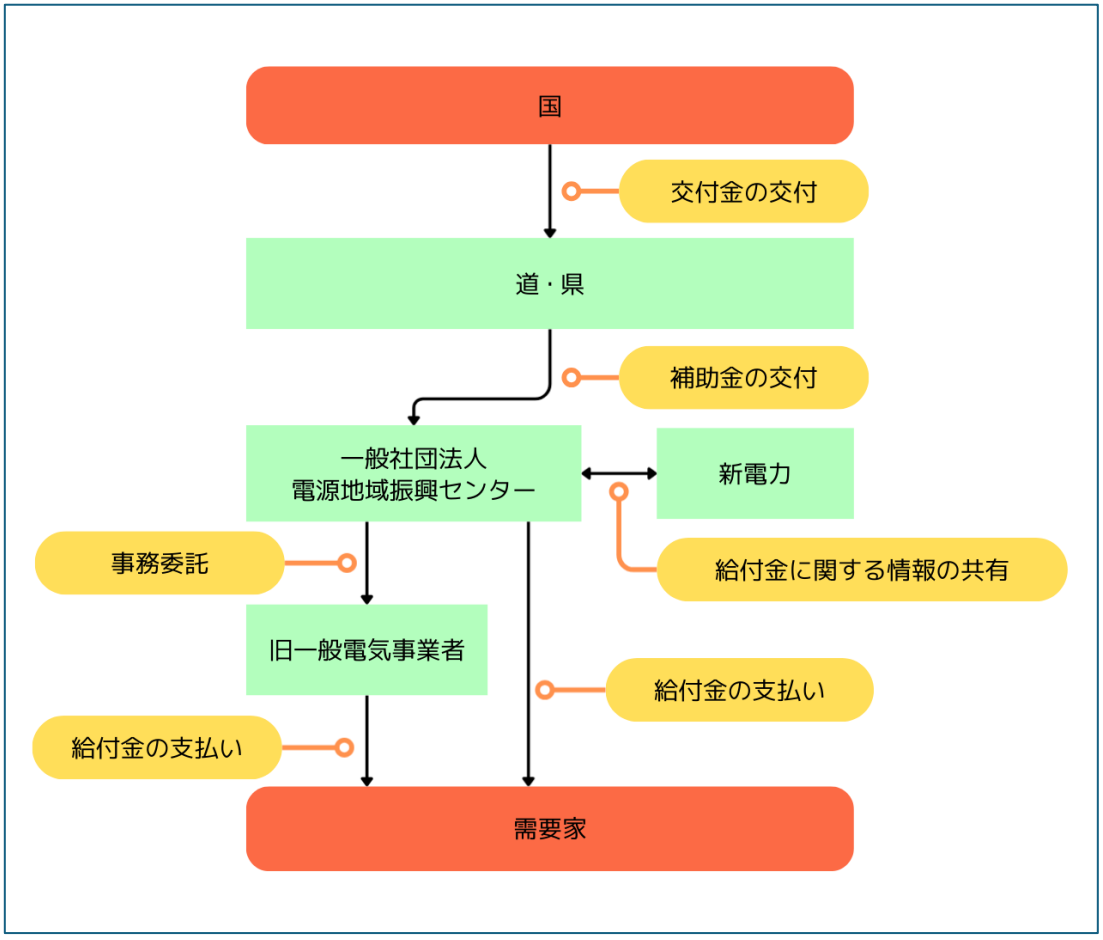

2. 個人情報の取り扱いについて

原子力立地給付金の交付手続きに必要となるお客様情報につきまして、電源地域振興センターからの要請に基づき、当社より以下の情報を提供いたしますのでご了承下さい。

（ご契約情報）
・ご契約名義
・電気のご利用場所住所
・供給地点特定番号
・ご契約種別（電灯／動力）
・ご契約電力（動力、高圧のお客様のみ）
（ご請求先情報）
・ご請求先名義
・ご請求先住所
・ご担当者様情報（法人契約の場合のみ）
・金融機関口座情報（当社の電気料金を口座振替でお支払いの場合）

3. 給付金の受け取り方法について

給付金は、「口座振込」または「郵便振替払出証書」で交付されます。
原則、当社の電気料金のお支払い方法に応じた方法で交付となりますが、交付方法の変更をご希望のお客様は、別紙の変更届の内容を 2025 年 10 月 31 日迄（期限厳守）に当社までご連絡ください。

【電気料金のお支払い方法毎の交付方法】
・「口座振替」でお支払いいただいている場合
　→原則、ご登録いただいている金融機関口座への「口座振込」での交付となります。
・「口座振替以外の方法」でお支払いいただいている場合
　→原則、「郵便振替払出証書」での交付となります。

4. 交付時期について

当社とご契約されているお客様の給付金の交付は、2 月～3 月頃となります。

【交付までの流れ】

11 月中旬～下旬　：　当社から電源地域振興センターへ給付金に関する情報を提供

↓

12 月～　：　電源地域振興センターにて提出された情報の確認作業を実施

↓

2 月～3 月　：　交付対象者に対し、交付手続きを実施

5. その他注意事項

・振込先の口座情報に誤りがあった場合、郵便振替払出証書による交付へ変更となる可能性がございます。ご連絡いただく口座情報は、通帳等に記載されている正確な口座情報をご連絡いただけますようお願い致します。

・何らかの要因で振込が出来なかった場合は、やむを得ない措置として郵便振替払出証書による交付へ変更となる可能性がございます。郵便振替払出証書が送付された場合、口座振替での交付に変更することはできませんので、予めご了承ください。

・原子力立地給付金は、「電気料金の支払者」に交付されることが原則とされていることから、郵便振替払出証書は当社にご登録いただいている請求先名義、請求先住所への郵送となります。

・給付金が確実に交付されるために、口座振込による交付が推奨されています。法人が郵便振替払出証書の換金手続きを行う場合は、登記事項証明書（発行後 6 ヶ月以内のもの）など、所定の確認書類を用意する必要があり、個人の場合よりも交付に手間がかかることから、特に法人のお客様は、口座振込による交付が推奨されています。

・法人口座において、振込先に指定した口座が「支払専用口座」や「引落専用口座」の場合、振込エラーになります。振込先の口座には、振込が可能な口座情報をご連絡いただくようお願い致します。